

東日本大震災により被災された皆様へ

府税の軽減措置等について（平成23年7月1日現在）

このたびの東日本大震災により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

東日本大震災で被災された方については、平成23年4月27日に地方税法の一部を改正する法律が公布され、府税に関する軽減措置等が設けられました。また、これ以外に、府税に関して、申告・納付等の期限延長、減免、納入義務免除及び納税の猶予の制度があります。

1 申告・納付等の期限延長

被災等により申告・納付等が定められた期限までにできないときは、災害のやんだ日から10日以内に申請することにより2ヶ月の範囲（国税に準じた取扱いとなります。）で、その期限を延長することができます。

なお、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税者については、自動的に延長されますので、申請は不要です。（青森県及び茨城県にあっては平成23年3月11日から同年7月28日までに期限の到来するものは、平成23年7月29日が期限となります。）

また、法人事業税・地方法人特別税については、上記以外に災害等によって決算が確定しないため、期限までに申告納付ができない場合には、事業年度終了の日から45日以内に申請書を提出することにより、2ヶ月の範囲を超えて申告納付期限を延長することができる制度があります。

法人府民税については、法人税の申告納付期限が延長されると、同様に申告納付期限が延長されます。

2 府税における主な特例措置等（地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第30号）関係）

税目	特例等の概要
法人事業税	法人事業税の中間申告納付に係る期限と当該中間申告納付に係る事業年度の確定申告納付に係る期限とが同一の日となる場合には、中間申告書の提出は不要です。
利子等に係る府民税	平成23年3月11日から平成24年3月10日までに行われた財形住宅・年金貯蓄の大震災による目的外の払戻しについて、利子等に対する遡及課税を行わないこととし、既に課税されたものについては還付します。
地方消費税	消費税における課税事業者選択届出等に係る特例及び中間申告書の提出に係る特例が、地方消費税に反映されます。
不動産取得税	東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋（以下「被災家屋」といいます。）の所有者等が当該被災家屋に代わるものと知事が認める家屋（以下「被災代替家屋」といいます。）を平成23年3月31日までの間に取得した場合には、被災家屋の床面積相当分の不動産取得税が軽減されます。 被災代替家屋の敷地の用に供する土地で、被災家屋の敷地の用に供されていた土地（以下「従前の土地」といいます。）に代わるものと知事が認める土地を平成23年3月31日までの間に取得した場合には、従前の土地の面積相当分の不動産取得税が軽減されます。
自動車取得税	東日本大震災により滅失し、又は損壊した自動車（以下「被災自動車」といいます。）の所有者等が、当該被災自動車に代わるものと知事が認める自動車を平成23年3月11日から平成26年3月31日までの間に取得した場合には、自動車取得税が課されません。
自動車税	被災自動車の所有者等が、当該被災自動車に代わるものと知事が認める自動車を取得した場合には、当該自動車に対しては、平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税が課されません。
軽油引取税	揮発油価格高騰時における税率の特例規定の適用停止措置が「法律で別に定める日」まで停止されます。（ガソリン価格の動向にかかわらず現在の税率が維持されます。）

3 減免・納入義務免除

税目	減免等の概要
個人事業税	納税義務者及びその扶養親族等が所有する事業用資産（商品・車両・店舗等）や生活に通常必要な資産（住宅・家財等）について、当該資産の1/2以上の損害を受けた場合には、被災日以降1年以内に納期限が到来する税額について、減免申請書の提出を要件として、その損害の程度に応じて減免します。
不動産取得税	所有する不動産が滅失又は損壊（土地の場合にあっては埋没、崩壊等。家屋の場合にあっては全壊、半壊又は一部損壊）した場合で、被災不動産に代わるものとして同一用途の不動産を取得した場合には、減免申請書の提出を要件として、減免します。
自動車税	被災した自動車に係る自動車税について、減免申請書の提出を要件として、修理等により運行の用に供することができなくなった期間に相当する額を減免します。
軽油引取税	特別徴収義務者が徴収した税額を失ったときには、納入義務免除申請書の提出を要件として、これに相当する額の納入義務を免除（すでに納入している場合には還付）します。

4 納税の猶予

府税を一時に納税することができないときは、原則として1年以内に限り納税の猶予を受けることができます。